オープンカウンター公告

令和 6 年 12 月 3 日 明 石 市 長 丸 谷 聡 子 (公印省略 財務室契約担当)

物 品 名	形質	数量	備考
令和7年度固定資産税・都市計画税につい	仕様書のとおり		
て (お知らせ)	は冰音のこれり		

仕様書のとおり

1	案件番号	1203-402	
2	見積書提出期限	令和6年12月17日	午後2時00分 まで
	※一度提出された見積書	は、書き換え、引き換え又は撤回等す	ることはできませんのでご注意くださ
<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			
3	見積書提出場所	明石市財務室契約担当	
4	納入場所	明石市資産税課(西庁舎2階)	
5	納入期限	令和7年3月14日	
6	参加要件 (①②のいずれも 満たす者)		名簿(物品・サービス部門)の物 が <u>印刷写真</u> で登録されてお <mark>利</mark> で登録されていること。
7	契約保証金	免除	
8	消費税の取扱	10%に相当する金額を加算した。見積者は、消費税に係る課税事業	に記載された金額に当該金額の金額をもって落札金額とします。 業者であるか免税事業者であるか 質の110分の100に相当する金額
9	同等品の取扱	出前の指定日時までに担当課で	可能としている場合に、見積書提 「同等品の承認を得ていない見積 また、見積ったメーカー・型番を ください。
10	質問期限	指定様式にて提出してください。 きませんのでご注意ください)。	1 時までにメールまたは FAX で 。(期限を過ぎての質問は受付で
11	質問に対する回答	令和6年12月11日(水)午後 ジ入札コーナーに掲載します。[てください。	1時(予定)に明石市ホームペー 回答を確認のうえ見積書を提出し
12	その他	明石市オープンカウンター方式をか関係法規を確認のうえ見積書	実施試行要領、明石市契約規則ほ を提出してください。

		印	刷	仕	様書		
<u></u>	品 3和 7 年度固定	資産税・都市計画	名 画税について	発注課	資産税課	担当者 連絡先	
		(お知らせ)		数量		114,000) 枚
納。	品場所 明	石市資産税課(7	西庁舎2階)	納期	令和7年3	月 14 日(3	金)
印刷		ター組版 口 6 3 5 5 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7				:照。))
方法	□オフセット	□その他()
規	□A 版 □タブロイド	□B 版 "版 <u> </u>		で他 <u>308</u>	<u>5 mm</u> × <u>385</u>	mm	
格		号 □角)他	<u>mm</u> ×	mm	
表	□あり		0/				
Art		kg ・ーク □あり					
紙	□その他	紙 —————————————————————————————		<u>. </u>	kg	П	
本		<u>31</u> kg ・ーク □あり					
		紙		L	kg	П	
文		ページ					
あ	□あり	_枚 ■なし					
い紙	紙 質	紙			については、古 ンパルプ(森林		
\p	□カーボン細		ボン紙	の等)を原料	に含む製品を優 ます。(ただし指	先的に選定	していただける
が 対		色 1セット	· · ·	の仕上りがで	きるものであれ	ば、上質紙	
	減 感 □あ	りカ所	ロなし	寺を召まない	ものも可としま [、] 、	9 。) 	<u>~.</u>
刷	□1 色	□黒 □赤	□青 □そ	の他	色 □見本	このとおり	
色	■カラー	(2 · 3 · 4)	色、 <u>濃灰</u> 色(見本「固定資	子産税のお知ら [、]	せ」で使用]色)、 <u>赤</u> 色
刷	表 紙 本 文	□片面刷り □片面刷り					
方	あい紙	口片面刷り	□両面刷り	□刷方な	L		
		口片面刷り		- 牛II - 1 - 1			
製		□天のり □クロス [®]					
本		/ 縦 <u></u> 本、横				レおり <i>(</i> ‡	斤あり。縦2折×横
		7年度固定資産税					
松		i打合せ ■必要		□不要			
校正	校 正 色校正		2 2 回	□不要 □不要			
			 枚提示 カラー		ノクロ枚		
指			枚提示 カラー	枚モ	ノクロ枚	(
指 示	W1 Jini		「 □ワープロ	(ダイレク	ト・コンピュー	・タ組版)	
小事	その他	□□データ渡し	(ワード・エク	'セル・その(也())	
事項	内容は	未定稿。(落札後					= :
识		で折り目をきつび 業工程の関係かり				_	
		に掲載するため、					

	員	積	畫		
		1只	Ħ		
品 名 令和7年	度固定資	産税•都市	計画税につ	いて(お知らせ	.)
金額					
品 名	形質	数量	単 価	金	額
令和7年度固定資産税・都市計 画税について(お知らせ)	上様書のとおり	114,000枚			
備考	•			•	
 上記の物品について	つけ 明五	古刧幼坦目	川之の仲間な		
書類等熟知のうえ、				KIT II 4	
			令 和	声 月	目
明石市長 様					
	住 所				
	 帝早 ¬	 .は名称			
見積者		.バみ/口/小			
	代表者	職氏名			印
		業者コ	- \'\()	

※注意

①見積書は訂正しないこと。 ②見積書に掲載する金額は、見積もった契約金額の 100/110に相当する金額を見積書に記載すること。

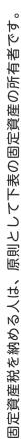
(お知らせ 画統にしいて 都市計 **H** 令和6年度

液と • 都市計画 固定資産税

:産税は、毎年1月1日(「賦課期日」といいます。)に、土地、家屋、償却資産(これらを総称し1産といいます。)を所有している人がその固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の「市町村に納める税金です。 ・市町村に納める税金です。 ・面税は、道路・公園・下水道などを整備する都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に ・目的税で、市街化区域内の土地・家屋を所有している人が市町村に納める税金です。

(納税義務者) 固定資産税を納める、

2



登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている人	僧却資産課税台帳に所有者といて登録されている人
H 推	家屋	償却資産

その土地又は家 賦課期日現在で、 vる人が賦課期日前に死亡している場合等には、 が納税義務者となります。 所有者として登記(登録)されて を現に所有している人(相続人等) *

税額算定の流れ ന

-の価格 \subseteq

市長がその価格 (=固定 5等を決定します。 が定めた固定資産評価基準に基づいて行われ、市長価格を基に課税標準額を算定します。 格や課税標準額は、固定資産課税台帳に登録されま) 固定資産を評価し、その価格 固定資産の評価は、総務大臣 資産税評価額)を決定し、この! このようにして決定された価!

償却資産の所有者には、毎年1月1日現在の償却資産の状況を1月31日までに申告していた	だき、これに基づき、毎年評価し、その価格を決定します。
償却資産の所有者には	だき、これに基づき、毎年
償却資産の	中告制度

となりま 税額 Ш 紫 X 課税標準額

(5)

都市計画税の税率…0.3%	%	固定資産税の税率…1.4%	税率
円 150万円	20万円	30万円	
賞却資産	家屋	土地	
明石市内に同一人が所有する全ての土地の課税標準の合計額、全ての家屋の課税標準の合計 額、全ての償却資産の課税標準の合計額が、それぞれ次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。	る全ての土地 隼の合計額が	明石市内に同一人が所有す額、全ての償却資産の課税標には課税されません。	免税点
原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。 ただし、土地について、住宅用地に対する課税標準の特例措置や、税負担の調整措置が適用される場合、課税標準額は価格よりも低くなります(詳細は 4 土地の税負担の軽減措置 をご参照ください。)。	3個に登録され用地に対する用地に対するよりも低くな!	原則として、固定資産課税もただし、土地について、住宅れる場合、課税標準額は価格。参照ください。)。	課祝標準額

土地の税負担の軽減措置 4

卍

日

温

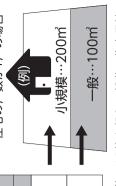
ことを目的と 証用されます。 IJ 住宅用地に対する課税標準の特例措置住宅用地の場合、その税負担を軽減するこて、面積の広さにより、下表の特例措置が適 Ξ



田笛 3地の特例の適用状況については、[2・都市計画税納税通知書の課税明 1することができます。 住宅用 資産税・ で確認す

ふ、 り場合 士地が300㎡で 住宅の戸数が1戸の

住宅用地に対する課税標準の特例措置



価格の 1/3の額とする

6の額とする

_

小規模住宅用地 住宅1戸あたり200㎡以下の部分

住宅用地の区分

都市計画税

固定資産税 価格の 3の額とする

2

3の額とする

住宅1戸あたり200㎡を超える部分

*

一般住宅用地

価格の

価格の

賦課期日(1月1日)において、新たに住宅の建設が予定されている土地又は住宅を建設中の土地は住宅用地の特例の対象外となります(ただし、住宅の建て替えで一定の要件を満たす場合は特例が継続されます。)。

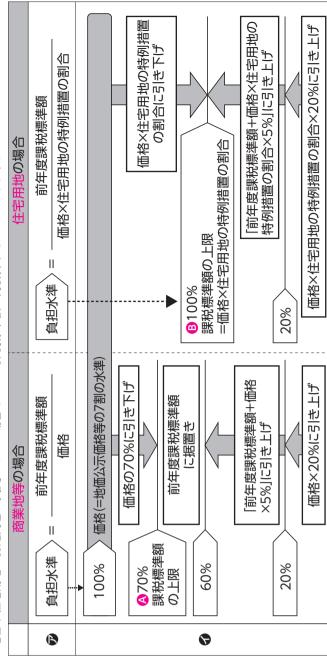
※床面積の10倍を超える部分に住宅用地の 特例は適用されません。

の課税標準額の負担調整措置 (農地以外の土地) (2)

『価格 × 住宅用地に対す ●原則、商業地等の場合は『価格の70%(下表例)』を、住宅用地の場合は『価格×住宅用地(課税標準の特例措置の割合(下表®)』を課税標準額とします。 ②●に関わらず、前年度課税標準額が上の●の額を下回る場合、下表®の負担水準の割合に応じて表慮の課税標準額を算定します(商業地等と住宅用地で算定方法が異なります。)。

160

のことをいいます。 ※商業地等とは、「住宅用地以外の宅地」又は「宅地に比準して評価を行っている農地以外の土地」 ※地目や住宅用地の認定内容に変更があった場合などは、課税標準額を再計算することがあります。



3)農地の課税標準額の負担調整措置①原則、一般農地は価格が課税標準額となり、市街化区域農地は価格の 1/3 (都市計画税は価格の 2/3) が課税標準額となります。②①に関わらず、前年度課税標準額が上の①の額を下回る場合、前年度課税標準額に対して負担水準(下表●)から求められる負担調整率(下表●)を乗じた額が課税標準額となります。 (3)

負担水準⋯ ⑤	前年度課税標準額	一個格	前年度課税標準額	価格×1/3(都市計画税は価格×2/3)
農地の区分	が単分	—	市街化区域	膿地

負担調整率⋯●	1.025	1.05	1.075	1.10
負担水準⋯ ⑤	0.9以上1.0未満のもの	0.8以上0.9末満のもの	0.7以上0.8未満のもの	0.7未満のもの

を裏面に掲載していますので、ご確認ください。 よくある質問と回答」

に多くのQ&Aをご確認いただけます ※明石市ホームページでは更

お問い合わせ先

市税Q&A/固定資産税·都市計画税Q&A

明石市

. 078-918-5015 . 078-918-5077 . 078-918-5238 **土地については ……… TEL** 家屋については ……… TEL 償却資産については … TEL

> 資産税課 明石市

7673-8686



FAX 078-918-5104 明石市中崎1丁目5番1号(西庁舎2階)

屋の税負担の軽減指 洲 S

この減額措置の適用状況については、 固定資産税・都市計画税納税通知書 の課税明細書で確認できます。



産税の 固定資産 75 113 **60** 用期 下枠のの適 Ó 驰 p た 糎 16 世 新築された住宅が下枠⑦の適用2分の1が減額されます。 ※床面積が120㎡までの場合は、その問分が減額対象となります。 る減額措 p 打込 新築住?

ф 120㎡に相 ť ⟨□ る場 なり、120㎡を超え \forall 偨 減額対 が 恕 ₩ \$

160

合が2分の1以上のものに限られます。)であるこ。 引については、40㎡)以上280㎡以下であること。 ありま 必要がる 件を満たしている。 引宅部分の割合がつ 3分の割合 賃貸住宅 ⑦適用要件(AとBの両方の要件をA:専用住宅又は併用住宅(居宅程B:床面積が20㎡(一戸建以外の)

賃

固定資産税が前年度より上がります(本来の税額に戻るためです。 間が終了すると、 ください! 適用期

析築後3年度分(3階建以上の中高層耐火住宅等は5年度分) 所築後5年度分(3階建以上の中高層耐火住宅等は7年度分) により「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく認定を受けた新築住宅のこと …………新築後3年 主宅……新築後5年 (4) 適用期間 (1995) (1995

៕

ムの修工事に伴う住宅に 一定の要件を満たす右下 産税が減額されます (5)

申告により翌年度の固定資 については、 減額措置 改修工事を行った住宅(に対する一下の表の 10

*

ージをご覧ください。

 $\mathsf{IJ} \ominus \varnothing \ \varnothing \ 4 \ \varnothing \ \varnothing$

6 回のみです。 リー改修工事の こができます。 5してください。 5のは 1 戸につき 1 回 ただし、バリアフリー で適用を受けることか JC申告して られるのに tん。ただし #用して適月 この減額措置における注意点 ①適用条件の詳細は明石市ホームペー、 ②都市計画税は減額されません。 ③土地についての減額はありません。 ④改修工事完了の日から 3か月以内に ⑤いずれの減額制度も、適用を受けら ⑥他の減額制度との併用はできません 減額と当まるのが開まる。

減額対象となる改修工事 バリアフリー改修工事 マンション大規模修繕 省工ネ改修工事 耐震改修.

B

家屋の取扱

区公

9

①分譲マンション等の区分所有家屋の税額は、一棟の家屋を一括して評価したうえで、それぞれの専有部分の床面積の割合によって投分して求めます。 ②区分所有の場合、共用部分(階段・エントランス等)は各区分所有者の専有部分の床面積割合によって按分し、登記面積に加算されるため、課税面積が登記面積よりも大きくなります。 ③固定資産税・都市計画税納税通知書の課税明細書には「1階建」と記載されます。これは、実際のお住まいの階ではなく、不動産登記で表現されている「1階建(室内に階段のない構造)」であるということを示しています。

ご注意ください!

償却資産の申告

課税の対象となります。 :ついて、所在する市町村 ijJ 4 産についても €の所有状況は 償却資産 世 られている償却資 日現在の償却資産 されて 供月 ∩́ ← 0 事業の用 土地や家屋のほかに、事業の用業者は、毎年1月 31 日までに、 申告していただく必要があります 申告いただ IJ

に活動くだない。 (L) なモ K . ン置 :るもの :路面・7 :業用機物 2) 償却資産の対象となる ①構築物 (広告塔・舗装路 ②機械及び装置 (各種産業 ③船舶 4・航空機 ⑤車両及び運搬具 (貨車・ ※自動車税 (種別割) や

ポンプなど) Ø H羰

殊車

(گا 。な すス ₩ | のを除き ・陳列ケ も庫 る蔵 な冷 と・ J) の対象と 厨房機器 未自動車など) 自税 (種別割) ・医療機器・厨 i ・ 大型特分を軽回動i や軽自動i (パンコン) 5

の評価 償却資産

6 価額 命 (河 p #6 ک 評価 しいて に基. 松 Ü 減 160 đ 仨 IJ .用年数 褔 取得年月 p J 取得価額を基礎と % が下限となりま

計量	取得価額×(1-耐用年数に応ずる減価率×1/2)	前年度の評価額×(1-耐用年数に応ずる減価率)	
区分	前年中に取得した資産	前年より前に取得した資産	

| 築安全課(な078-918-5046)からのご 空き家所有者のみなさまへ!!〜🥝

や落下するなど、周囲に危害を及ぼすおそれがあります i込の生活環境に悪影響を及ぼします。 iを行っていただくようお願いします。 台風等により空き家の瓦や外壁等が飛散 また、庭の立木や雑草が繁茂すると、周 建物の補修や除草など、適切な維持管理



詳しくはこちら

7) 質問 **ある** V 4 ∞

複数の土地・家屋を所有しています。 物件ごとに分けて課税することはできますか?

一の納税義務者が同一市内 ごとに合計して課税するこ 地方税法第364条の規定により、同一の納税義務者が同一有する資産については、土地・家屋ごとに合計して課税でされています。 これています。 このため、物件ごとに分けて課税することはできませんなお、固定資産税・都市計画税納税通知書の課税明細書にことの評価額や固定資産税・都市計画税納税通知書の課税明細書にごとの評価額や固定資産税相当額などを記載しています。 所と

赘 (L(H) 艹

ڒۘۮ

ますか? に応じて課税され になっています 土地・家屋が共有名義 固定資産税は持ち分に 7

共有の固定資産に係る固定資産税は、地方税法第10条の2の 記により共有者全員が連帯して納付する連帯納税義務を負っこととなっています。 したがって、持ち分に応じて共有構成員別に課税することはきません。 想う

固定資産の 皆や故人の固定資産の Sことはできますか? 産の代表者も 活を変更するこ 固定資 共有の固定 相続人代表記 3

現在、代表となっている方から、変更の届出が必要となります。 明石市ホームページから様式(共有代表者の指定変更届出書 相続人代表者指定変更届出書)をダウンロードすることができます。 <u>~</u>

土地の利用状況が変わらないのに、 評価額や税額が上がったのは何故ですか? 4

「基準年度」といいます。) なくても、全ての土地の評価 に1度評価替

K/KW 引答 合を額 固定資産税の土地・家屋の評価額は、3年に1月が行われます。 評価者えを行う年度(以下、「基準年度」といいでは、土地の利用状況に変化がなくても、全ての一額が見直されます。 また、評価額に対する前年度課税標準額の割合 「負担水準」といいます。)が高い土地は、税額が たり据え置く一方で、負担水準が低い土地は、税額が だり据え置く一方で、負担水準が低い土地は、税額が だり据え置く一方で、負担水準が低い土地は、税額が だりまえ置く一方で、負担水準が低い土地は、税額が だがって、見直しにより土地の評価額が下れ でも、負担水準が低いときば、税額が上昇する地 ます。 なお、令和6年度は基準年度にあたるため、土 が見直されていますが、前回の基準年度である令 比べると、昨今の明石市内の地価の上昇傾向を反同 額や税額が上がっています。

の評価額 03年度と 30、評価 合り 湯あ たが がの記 り、土地の ある令和ご 回を反映し います。 **₩**

産税の届出が必要ですか? 住所や氏名を変更した場合又は 死亡した場合は、固定資産税の配 $\mathbf{\Omega}$

申告もれ等の場合は、遡及して課税されます (過料または罰金が科されることがあります。)。

5 (相続登言) |定資産税(i |す。 ご住所が明石市外の場合は、必ずご連絡ください。なお、納税義務者が死亡した場合は、相続人代表者されるまでの間、法定相続人の中から被相続人の固1する書類の送り先となる方)の届出が必要となります。 を関

대記

登記簿の内容を変更したいのですが どこに問い合わせれば良いですか? 9

p 神戸地方法務局明石支局がお問い合わせ先となりま

転や取り壊しについて、 はない 未登記の家屋の所有 市へ届出が必要です?

用途の変更などの異動が す。 する届出書)をダウンロード 失・所有者の変更・利用用よ、届出する必要があります ムページから様式(家屋に関すできます。 新築・滅失・所者 ちった場合は、届出 %明石市ホームページ することができます ₩.

家屋が年々古くなっているのに、 税額が下がらないのはなぜですか? ∞

 \odot

次のいずれかが主な理由となります。 ①3年に1度の評価替えを行う基準年度では、年数の経過による 減価率と建築物価の動向を考慮して、評価額を再計算します。 その際、減価率の下落幅よりも建築物価の上昇幅が大きい ときは、再計算の結果が評価替え前の価格を上回ることとなり、その場合は、実際の税負担を考慮し、価格を据え置くこ ととされているためです。 ②経年減点補正率は、20%が下限となっているので、20%に到達 した場合は、基準年度でも税額が下がることがないためです。

(7)

私道を所有しています。 非課税の扱いになりませんか? 9

がこってなれる。このである。 次の①~④の全ての条件に該当する場合は、申請に 分を翌年度から非課税としています。 ?を全く設けず、不特定多数の通行の用に供されてい 私道は原則として課税対象となりまただし、次の①~④の全ての条件により数当部分を翌年度から非課税とし、通行制限を全く設けず、不特定多数のこと。 ②私道の両端が直接又は他の私道(第に限る)を介して公道(国道・県道・県道・馬ること。 (私道の幅員が概ね4m以上あること、 (私道の幅員が概ね4m以上あること、 ※明石市ホームページから様式(公衆用口一ドすることができます。

がずもの 1ること。 遅が4戸以 渡い屋 ! (非課税の条件を満 道・市道) に通じてい 訂に接していない家属 [][]

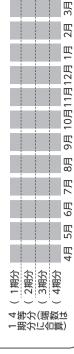
びグ なダ ること。 (公衆用道路認定申請書)

売却した後の固定資産税は、 誰が納めることとなるのですか? 10

課税対象となる年度

各納期の固定資産税は 何月から何月までの分ですか?

5112 固定資産税は、地方税法及び明石市市税条例の規定に基・さ、その年の4月から始まる年度分の全体の税額を5月、7月、12月、翌年2月の4回に等分して納付する仕組みです。それぞれの期が何月から何月までの分として定められていわけではありません。



されますか? 額されますか? 逐到 12

壊を 家屋を取りす新築や増築る

用か 译图 意り について 固定資産税は年度単位で課税する仕組みのため、 た場合でも、その年度は減額されません。逆に、 た場合でも、その年度は増額されません。 なお、取り壊した家屋が住宅の場合、土地につい はに対する課税標準の特例が適用されなくなるたい 発額が上がることがあります。 地ら

